

第73回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 73 回（平成 28 年度第 5 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 28 年 8 月 17 日（水）午後 2 時

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

①近江八幡市空家等対策の推進に関する条例について（建築課）

資料 1

②安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について

参考 1

4. 協議事項

①健康づくりセンターの現状及び課題について（住民課）〔継続〕

資料 2

②学区自治連合会との意見交換会等の計画について

5. その他

6. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第73回（平成28年度第5回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所3階旧議員控室
●開催日時	平成28年8月17日（水） 14:00～17:10
●出席者 （委員等）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、小杉稔委員、澤秋男委員、善住元治委員、 中澤栄子委員、矢場義章委員、横川明子委員 宗野隆俊アドバイザー
（説明者等）	建築課…栄畑次長兼課長、来田主幹 住民課…福井次長兼課長、西課長補佐 地域協議会事務局
（事務局）	安土町総合支所…大林地域自治区長 住民課…福井次長兼課長、川部課長補佐、助野副主幹、矢野副主幹
●議題及び議事	近江八幡市空家等対策の推進に関する条例について（建築課）
事務局	第73回近江八幡市安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。 開会にあたりまして、安田会長よりご挨拶いただきます。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。続きまして、安土町地域自治区大林区長が挨拶いたします。
事務局（区長）	（あいさつ）
事務局	それでは、本日の会議につきまして仙波委員と可須水委員から会長宛てに欠席の連絡がありましたが、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第11条第3項の規定に基づき、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、同じく協議書の規定に基づきまして、安田会長にお願い申し上げます。
会長	それでは、規定に基づき、議長を務めます。どうかよろしく申し上げます。 なお本日の会議は16時終了予定で進めたいと思っておりますので、どうか円滑な運営にご協力をお願いしたいと思います。それでは議事に入りたいと思います。次第に基づきまして経過報告です。 前回（7月20日）の定例会以降の地域協議会の活動について、経過報告を行います。

広報編集部会の報告を茶野部会長よりお願いしたいと思います。

副会長

地域協議会だよりの第 37 号について、7 月 20 日広報編集部会を開催しまして内容を検討し、9 月 1 日付の発行に向けて作成中です。地域の自治会防災について、そして第 70 回、第 71 回定例会の内容、地域協議会に諮るべき課題についての記事を中心に掲載します。以上です。

会長

ありがとうございます。

ただいまの広報編集部会の内容について、ご意見、ご質問等ありますか。

無いようですので、引き続きまして会議運営部会の活動について私のほうから報告します。

会議運営部会は本日の議題について検討する部会でありまして、本日の会議次第の内容について協議しました。日時は 8 月 2 日 9 時 30 分より開催をいたしました。次第の第 1 点目につきましては、近江八幡市の空家対策の推進に関する条例について本日お越しいただいています担当より説明をお聞きしたいということで話しています。それと、環境エネルギーセンターの受け入れの時期が来年 4 月からということでもいろいろと議論しましたが、担当課が現在立ち上げ時期でして全員で対処しておるということで時間的な余裕がないということで、また我々が希望しています見学会が体制上 10 月以降、それにつきましても地域の自治連合会等々各団体でもご準備されていると噂で聞いていまして、事務局でその点を確認していただきながら、改めてそのような体制をつくるようにと運営部会の中では意見が出ました。次には、安土・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況で、本日の次第の 4 番目の協議事項ですが、先般時間の制約がありましたので再度、健康づくりセンターについての皆さんの意見や思いをお聞きし、あまり時間の無いのですが進めて参りたいと思います。再度ご意見を出して頂きたいと思えます。②の学区自治連合会との意見交換会等の計画につきまして、いろいろな意見が出て参りました。先ほど広報編集部会でも出ましたけれど、自治会単位でまとめるべき防災体制、あるいは助け合いといいますか見守り体制等、末端自治で進めていく事項もある中で、進んでいるところと進んでいない自治会もあると聞いておりました、この辺のところを自治連合会と意見交換をしまして、また自治会長はいろいろと大変なのですが、そのようなところからまとめ上げていくまちづくりが必要になってきているのではないかと。それに対して我々が支援すると言いますか、行政サイドとしてはどのようにしたらいいかのヒントになるような思いで、学区自治連合会との意見交換会を持ってはどうかという話になっています。その他については、まちづくりあるいは町の運営に関するご意見も運営部会では出ております。それらも本日定例会の場で皆さんとご一緒に協議したいと思っております。すでに次第にも書いております、また後ほど確認いたしますが、来月の定例会については次第に記載のように運営部会では協議させていただきます。

た。何か、私が話をしました内容につきまして、ご質問やご意見はありますか。無いようでございますので、会議運営部会の報告は以上とさせていただきます。

なお、事務局で確認していただいています意見箱につきましては、意見箱への投函はございませんということで聞いていますので、本日は無いです。

次に3番目で報告事項です。まず最初に近江八幡市空家等対策の推進について本日たいへん業務多忙な中、建築課から来ていただいています。建築課よりご説明をいただくということでよろしく申し上げます。

建築課

建築課の栄畑です。よろしく申し上げます。全国的に適切な管理をしていない空家が増えていまして、周辺の住民にとって住環境の影響が出ていることを踏まえまして、国のほうでは空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年5月にスタートして、また本市におきましては、この6月議会で近江八幡市空家等対策の推進に関する条例が制定されまして、9月1日施行に向けて現在準備を進めているところでございます。今後につきましては、条例でも謳われています審議会を早期に立ち上げまして、その中で今後の空家対策に関します計画等にご意見を聞きながら策定していきたいと考えています。またこの空家計画に基づきまして、今後は危険な空家への対策、また利活用の推進について等について進めていきたいと考えています。空家の対策の詳しい内容については担当から説明させていただきます。

建築課

建築課の来田です、よろしく申し上げます。お手元の資料については、特別措置法の概要、それに基づく指針、それと近江八幡市空家等対策の推進に関する条例の逐条解説を配らせてもらっています。空家に対する問題というのは多々あって、市町によっては独自で対策をされている経過もあります。このまま放置しておくとか近所に迷惑がかかるとか、周辺に影響を及ぼす物を特定空家として指定していくことができるようになります。本人に支払を求めるという代執行もできるようになっています。その中で既にひどい空家の対策と、利活用ですね、使えるものであってもそのまま放置されている、放置しているほうがお金がかからないというような認識を持たれているようですから、それによって近隣への影響がある中で、税制的な処置、もともと皆さんも認識があると思いますけれど、更地よりも建物が建っている土地のほうが税金が安いというところがあるのですけれど、特定空家に指定して勧告した段階で税制の優遇が無くなってしまうことになる。建物が無いのと同様の扱いになってしまう。あとは、市町がそれぞれ空家を増やさないように利活用する、特定空家に対してどのようにしていくか計画をたてるということで、国・県・市町のそれぞれの役割を提起していたりだとか、市内の空家について情報収集を行うということで特別措置法が施行されております。昨年度から近江八幡市もいろんな課にまたがりながら、それぞれで進めてきています。6月議会で条例を上げさせてもらっています。条例は、特措法を

補完する条例となっています。今年度から建築課で取り扱っていますが、それ以外にもいろいろな課にまたがりながら対策を進めていっています。今日の資料の条例の逐条解説を見ていただきたいのですが、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するという事で特措法に基づく条例を定めるということになっています。その中に基本理念として、空家等の発生予防、活用及び適正管理並びに跡地利用は、地域コミュニティの活性化を図る観点から、所有者等、市及び市民等が相互に連携を図り、協力して取り組まなければならないと理念を置きまして、それぞれの責務を明確に記載しております。まずもって空家と言いますと所有権がありますので、所有者が第一義的な管理者として認識してもらうというところです。相続をされてない場合ですと、税金はどなたが払っておられるかという形で調べまして、その方に、その方のお持ちの空家が迷惑をかけているのですから適切に管理してくださいというような文書を出したりだとか、適正化されるように対処しております。市の責務としては、空家等の発生予防、活用及び適正管理並びに跡地活用に関する対策を総合的かつ計画的に推進しなければならないとしています。法律に基づきまして空家等の対策計画を各市町で策定して対策をしていく。いろいろな空家対策をしていくのですが、まずもって市の空家対策計画を策定しなければならない。審議会について第10条に書いていますけれども、審議会の中でも議論をしていただく予定ですので、条例施行の9月1日に合せて審議会も設置をしようということで今動いています。第6条の市民等の責務というのは、情報提供いただくとか、市民の責務を定めています。次に立入調査等ですが、特措法の中でも立入調査ということが明記されていますが、ここでは特定空家という近隣に非常に影響が大きいと判断されるものについては本規定に基づく調査が行われるわけですが、未認定の段階でも調査の段階で、ある一定、周囲から見て影響があるだろうと思われるけれども、認定までの段階で調査は必要だろうということで条例でも敷地内に入って調査できるようにしています。第9条の助言、指導についてですが、特定空家の助言、指導をする中で、公平性を確保するために審議会に意見を聞くことができます。審議してもらう機関として第10条で審議会の規定を設けています。第11条の緊急安全措置ですが、基本的には所有者の方に連絡を取ってこんな危ない状況ですよとお伝えしているのですが、ただよくあるのがこの辺におられないとかいうのが多いので危険性を回避するため最低限度の措置が市のほうでもできるということで規定しています。この最低限度の措置と言いますと、大きな解体の措置ではなくて、緊急的に危険を回避する措置という程度を想定していますが、基本的には所有者が費用を払うという大前提を元に行政が関わっていくということです。近隣の土地から枝がはみ出して何とかしてほしいと行政にいろいろとお話をいただいているのですが、基本的には個人の財産なので他人の財産に勝手に手を入れるということは行政であってもできませんし、この特別措置法の中でも特定空家と認定して、指導して、勧告して、それでも従わない場合は最終的

な代執行となる。そこまで行って初めて、第三者の部分が本人に代わってということになりますので、非常のときでも勝手に触るのは最終的に個人の財産権を侵害することになりますので。条例についての大きな流れは以上であります。9月施行に向けて、7月広報で周知もさせてもらっています。説明は以上です。

会長 ありがとうございます。ただいま説明していただきましたが、質問など何かありましたら。

副会長 その空家が、近隣の人たちが危険でありだぶん荒れているから、市に通報するとします。その連絡とかのやりとりとかは市のほうでやってくれるのですね。

建築課 そうです、所有者等を探して。なかなか電話番号は難しいのですが、お住まいはわかりますので、そこに配達証明を出します。まずは文書で。

会長 他に皆さんご質問はありますか。

委員 2年ほど前に空家の調査がありまして、各地区に調査の依頼が送られたのですが、あの時の空家率はどのくらいだったのでしょうか。できたら安土地域の分を。

建築課 2年前に調査については関知しておりませんが、昨年にもちづくり支援課が各自治会長さんをお願いしたのです。その時に、安土地域のみは持ち合わせていないのですが、全体でいきますと普通の空家を含めて市内で総数約100軒ととらえています。特に危険という空家については、十数軒と記憶しています。その中でもまだまだ使えるものもあります。この空家の調査についても、もう少し詳しい調査をこの計画の中でさせてもらう予定です。

委員 危険ということですが、屋根の梁が下がっているとかか。

建築課 特定空家ということですか。それも各市町が判断基準を作っていて、それに基づいて判断して行こうとしています。今言っていた、棟が下がって瓦が落ちそうであっても、周辺に影響がなければ特定空家にはならないんですね。周辺に影響があるものということで、判断基準を作ったうえで最終的判断を行こうと思っていますけれども、今早急に対処が必要かなあと思うものは、台風で隣に行きそうなものが数件あります。その辺については誰が見ても特定空家だと思うんですけど、1つずつ見ていくようにしていきますので、今の段階でこの程度ならということにはちょっと明確には言えないですね。誰が見ても隣で危ないというのは間違いなく特定空家になると思うんですけど、個別のことに

なりますと実際に見てみないと判断はできません。

委員

去年か一昨年か、市から具体的にこの家だと教えてくれということで連絡がきたのだが、その結果がどうなったのかわからない。

建築課

去年の調査内容は建築課が引き継いで、計画に向けて使わせていただいているわけですが、全自治会を見ているわけでないで、これだけで計画を立てるには情報が足りないわけです。水道の閉栓状況をもって潰していったら本当に空家なのかの調査を入れて、その数字も計画に入れていかなければいけませんので、いろいろやりながらしています。計画を皆さんにお見せできる段階では、それぞれのエリアにどのくらいの空家があるのかが、学区別ぐらいには出していったほうがいいのかなと思っています。そうでないと、計画につながっていきませんから、学区にどのエリアにどのくらいの規模があるのかが、その調査の一環で皆さんに見ていただけるものになれると思います。今いただいている情報は、危険な空家だけを挙げていただいている所もあればすべての空家を挙げていただいている所もある、逆にもっていない所もあります。ですので、正確な数字かと言えばそうではない。皆さんが全て同じ一律な状態で返していただけていないので、今もらった情報をベースにしながら、違う方法で重ねて整理した結果、空家の計画ですが、来年度の頭ぐらいになると思いますけど、計画を詰められたらと思います。資料として、近江八幡市の空家の状況ということで皆さんに見ていただける状況になると思います。

副会長

空家も潰れそうな空家もあるし、使えそうな空家あり、いろいろな空家がある。使えそうな空家を利用したいという人もあると思います。

建築課

基本的には個人の所有ですので、その方がどういう意向を持っておられるかということが一番になっていると思うのです。ただ、何をしようか思っておられない場合は、空家を空けてもらっていたら困るのですけれど啓発もしながら、どういう形で進められるかわかりませんが空家バンク的な何らかの形で、旧八幡も一部のところでしてもらっていますけれど、また空家を利用したいというような人には情報提供したりだとか、何らかの利活用を促す方法を計画の中でいろいろ考えてやって行きたい。それが、市単独であるのか、民間企業とつながりを持ってするのか今後議論をしていきたい。ほっといては駄目、管理しないと駄目、ほっといても税金はかかるということを伝えながら、悪い事ばかり伝えるのではなく良いこともつなげていく形で、啓発したいなあとと思っています。

委員

私は西の湖すてーしょんにいるんですけども、県外の方が安土城付近で家を探しているということで空家は有りませんかということで来られたのですが、

市役所に聞かれたらいいのではないですかと答えたら、市役所では個人情報だから教えられないとか言われたようです。市が間に入ってもらってと思うのですがどうも。

建築課 そういった点も、この空家対策には必要かなあと考えています。

委員 実際の相談内容に対する対応ですが、東近江市では NPO で対応されている。空家バンク的なものの設立は。

建築課 そうですね。それをうまく回していくようにしていかないとはいけません。市が主体でやるのか、裏に回ってするのか。

建築課 やり方としてはいくつもあると思います。使えるものは使っていく。何が一番いいのか、出来るだけ早く方向性を出して、新しい体制を取っていききたい。先ほどありました個人情報の関係は確かにあります。持っておられる方が売ってもらっていいですよと言っておられないときは手が出せない。やはり個人の財産ですので。

建築課 空家と分かったすべての方に意向調査をします。どのようにされるのかを調査するつもりをしていますので、それもつないでいけたらなあと思っています。

委員 空家と言う関係で、住民はいるんですけど同じ敷地の中に半分崩れかかって、道路に寄っている棟がある場合は、どうなるんですか。

建築課 まずそれは空家に該当しないです。

委員 年寄りのおばあさんが一人でにっちもさっちもいかない。

委員 委員がおっしゃるように空家予備軍が多いんです。高齢者の一人住まいなど、安土のなかでも団地の中でも。そういうのを見据えて考えて行かないと大変なことになる。

会長 高齢化に伴って毎年増えていくと社会現象である。さっきおっしゃったように、住宅と空地となると約 3 倍ぐらい税金が違いますけれど、それは潰してもおんなじ税金で低所得者も緩和策は今のところ無いのですか。

建築課 特措法によって出されたというのが先ほど申しあげました、建っても潰しても同じ税金が上がるという話なのですけれど、市が計画を立てるに当たっては潰

しても放っておいても同じならメリットが無いということになるので今後いろいろ考えて行くうえで税金の何割かが数年間安くなるとか何かできないと、単純に売れる土地なら良いですけど、売ったほうがましだということになるんですけど、場所によっては更地にしたとしても草生えるし税金も同じなら、あまり潰すための打開策にならないなあと思っています。逆に潰されたら数年間はこういうメリットがありますよというようなものがないと、どっちにしても一緒だといわれたら何も進まないで、そこらも考えて行かないといけないなあと思っています。その辺が市の中でできるものかどうか踏まえていろいろな議論をしていかないと、現実的な解決にならないなあと思っています。

建築課

総合窓口は建築課になっていますが、いろんな課が携わってこないといけません。税金の問題もありますし、今の話は重要な話だと思っていますので庁内で話をしながら何かいい方法が無いだろうかと考えていきたい。

会長

一番困っているのは自治会長だと思う。地域が困っているとして申請を上げたものについては何とかしてあげようとかしないと、なかなか実行してくれない。それと、先ほどお話のありました、屋敷の一角に老人がおられる。しかし、自分のいない建物を砕こうとしてもそんな力が無い。なかなか法律にはマッチしないんですけど、類似的なものができたら適用できるようにご検討いただいて。よろしくお願ひしたいと思います。

皆さん他に何かご意見はありますか。

事務局（区長）

この条例が上程されまして議会で承認されております。施行については9月1日からということで、あと2週間足らずでこの条例が生きてくるわけですけど、審議会の設置ということも条例の中で謳われているのだけれどそれについては各関係機関を通じて会議で聞いているわけですが、審議会の果たすべき役割というものが細かいところまでわかりません。この案件については国の施策を踏まえて近江八幡市としては行政の範囲の中で行こうとかいうようなそのあたりまでの判断ができる審議会なのか、その辺をお伺ひしたい。安土町内でも総合支所で数件の問い合わせがありまして、私も頭を悩ませているところが空家の対応なのです。例えば一人暮らしの高齢者がお亡くなりになられて空家になっているけれど、周囲の人にとっては草が生えるなどで何とかならないかと行政に相談に来られるわけです。権利者に十分な管理をして下さいよという通告をするのですけれど、なかなか従ってもらえない、理解してもらえない。相続の関係で1つの物件に何人も権利者がおられる。1人が理解されても他の人が理解されないこともある。審議会はそのような状況を踏まえて判断される審議会なのかそうでない審議会なのか。その辺の範囲を聞きたいのです。

建築課

審議会につきましては、まだこれからの話になるのですけれど、個々の所有者の内情まで踏み込んでお話をすることはできないと思います。今回設置します審議会については、危険な空家について市長から諮問します。その段階では調査をしているのですが、一番最初に特定空家に認定する基準というものを定めます。審議会の意見を聞きながら定めて行って、定めたうえで危険な空家の諮問をさせてもらう。審議会において特定空家ですねということになれば、最終的に市長決裁になるのですけれど、そこで特定空家と認定されれば法律に基づいて手続きを順番にさせていただくということです。ですから審議会というのはただ単に計画作りとかだけではなく、様々な仕事と申しますか役割をするものになっています。

ただ、所有者の内情まで踏み込んでできるかというところと難しいところがあります。

事務局（区長）

そういう事情がありますので、そこら辺の今後の空家対策が無ければ打開策はなかなか難しいなあと思います。行政が地元で空家状態はどれだけの数かと調査をお願いしたら、そのフィードバック、何とか地域で出来る範囲で管理をすることにかということにもなりますので、調べるだけ調べてフィードバックしないということではなしに、絶えず情報報告をしながら行政でする分、地域で何とか努力していただく分というようなことも方向も考えて欲しいなあと思います。

建築課

それにつきましては、計画が出来上がった段階で決める話になりますけれども皆さんに披露させてもらうことになります。

事務局（区長）

自治会長からよく空家対策ということで要望が上がってきます。他には民生委員などいろいろな役割の方がおられて、地域の活動されている方が心配されて行政とともに何とかしようという思いはありますのですけれど、肝心の所有者はお亡くなりになっているので、相続された方も地域外におられたら実感がありませんので勧告したところでほうっておけとなる。このような問題ですので、皆さんで意見がありましたらこの際ですので出して頂きたいと思います。

会長

条例で解決しない課題が進めていただくとまだまだ出てくると思います。その時の対応策を改めて市の何らかの条例に備えるか、今の条例に付けるか。そういう問題がたぶん出てくると思いますので、なかなか根深いところで、今の条例で全てを解決できるとは考えにくいですね。先ほど言われた、個人財産。これが一番の課題です。個人財産と財産相続に伴うという、財産処理の問題が一番因果な問題で、自治会においても同じで、おられるかどうかわからない。何度手紙を出しても返事がないとか。個人財産の処置を何とかの方法でできるようになるとか手立てをしない限り、今問題になっていることがすべて解決できるとはなかなか

か考えにくいと思います。それらを今後詰めていただきまして、また関係課がありますので、税制面とか考えていただきまして、審議会で審議していただいて、範疇に含まれないものをどうするのか次のステップへできればつなげていただいて。そうしないと、実例がそのような問題なんですね。すべて個人所有者の意向が整わないと踏み切れない。特定空家指定されれば代執行も可能だというもの、お金は払ってくださいということでお金の問題が出てきます。この先、類似した以上の問題が起こってくるでしょうし、たいへん行政サイド、各関係課は大変でしょうけれどよろしくお願ひしたいと思います。これから自治会関係から毎年上がってくる課題の大きな1つにはなるだろうと思います、この問題は。

他に皆さん、これだけはどういう意見はありますか。それでは、たいへんお忙しい中ご足労いただきました。ありがとうございます。

それでは、安土学区と老蘇学区のまちづくり協議会の活動状況についての報告をお願いします。

善住委員 (報告)

澤委員 (報告)

会長 ありがとうございます。安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について、何かご質問等ございますか。無いようですので、この件については以上とさせていただきます。

続きまして協議事項で健康づくりセンターの現状及び課題ということで、前回住民課より過去の経過につきましては報告をいただきましたけれど、少し冒頭、住民課より話をしてもらって議論したいと思います。

事務局 (次長) よろしくお願ひします。前回にも説明させてもらいましたように、平成 23 年度に健康づくりセンターのあり方検討委員会というものを設けていただいて、そこで今後どのようにして行こうかといろいろと検討していただいた報告書を説明いたしました。健康づくりセンターは現在、指定管理ということで指定管理料を負担して運営しているところです。2,600 万円ぐらいの指定管理料を負担して、それ以外にも、修繕というのが年を追うごとに増えておりまして、今後どうしていくのかということであり方検討委員会で検討をしていただきました。報告書の中で 3 つの案を出して頂いています。1 つ目は民間事業所への無償貸与ということ、2 つ目は指定管理者制度の強化ということで、今までと同じように指定管理をしていくがいろいろなところで見直しをしながらやって行くということです。できるだけ指定管理料を抑えてということです。3 つ目のその他の有効活用ということで、福祉目的の施設として今後の活用を考えていくという 3 つの案が出されました。その後、指定管理を 3 年間延長させてもらいまして、来年の 3 月まで

指定管理ということで運営させてもらいました。利用者についてはほぼ横ばい状態です。来年度竹町で健康ふれあい公園でプール棟が運用されるということで、安土の健康づくりセンターのプールだとかトレーニングルームだとかの機能を備えた施設が新たにオープンするという事です。そのため、市が両方の施設を運営できるのかとか考えていく必要がある状況です。前回の協議会の中でも、何とか活用をという話があったのですが、ご意見いただければなあと思っています。

会長

前回いただいた平成 23 年度にあり方検討委員会の資料がありまして、非常に困難の中の有効活用ということで、今日まで指定管理制度でやってきているわけですが、施設そのものは福祉目的で補助金をもらって建てられた。そういう中から、金銭的に管理運営が困難になって今後どうするのかということで、区長が申されましたのは福祉関係の道で指定管理制度から切り離れた無償貸与して運営してもらおうようなことも述べられたと思いますが、そういったことを踏まえまして、今までの指定管理者制度で続けるとなっても指定管理者の赤字が大きく、その中で行政としてもこれ以上の出費はそうできない。ならば、折角ある施設なのでどう運用するかということで、委員各位の意見を聞きたいということでございます。地域の人が今まで利用されていた、特に健康づくり的なものについては、公共施設なら東近江、能登川、野洲にもあり、民間でも八幡駅前にあります。あるいは、竹町の新エネルギーセンターの健康ふれあい公園のプール棟もあるので、今利用されている会員はそちらの方へ行っていただく。健康づくりセンターをどのように活かしていくか、特に安土の利用者が多いわけですが。その中で皆さんの意見をお聞きしたいと思います。福祉ということで、目的外の利用は困難です。あり方検討委員会でもいろいろと検討していただきましたが、資料を見ますと検討した状況が現状とそう大きく変わらなかったと思います。何か考えなどはありますか。

副会長

竹町に温水プールができるということで、健康づくりセンターのプールは閉めるという前提はあるのですか。

事務局（区長）

皆さまに率直な意見をお聞きしたく継続審議とさせて頂いた。今の施設をこのようにしますよというものではないのです。平成 24 年 3 月に今思っていることを既にあり方検討委員会で今後どのようにして行ったらいいだろうかを整理した報告書なのです。そもそも、あり方検討委員会が突然、整理されたのではなくて、市全体のいろいろな施設についての事業診断をされた結果、安土地域に該当したのが健康づくりセンターであって、施設をやめろということではなく、施設の経費をもう少し最小の経費で最大の効果を上げるようにして活用できないかという課題があがったんです。その時にどうしたらいいかということで、当時に

5年間の指定管理になっていたんですけど、平成24年度にあり方検討委員会の答申された意見をもって行政でいろいろ模索されたのですが、指定管理を続けてもう少し有効活用を図ってもらおうではないかということで、ただし5年ではなしに3年間でということで、引き続き指定管理がされ来年の3月いっぱい指定管理が終了します。遅くともこの10月末には平成29年度以降指定管理にするのかどうか審議にかかるのです。平成24年のときにもう3年間指定管理することになりまして、平成26年、27年、28年の指定管理されていますが、毎年2,700万円の指定管理料を払っていますけれども赤字です。これを2,800万円にして指定管理するということには財政的に難しい。逆に、2,500万円の指定管理料で運営が出来たというようなものなら指定管理でも良いのだけれど、2,700万円出してマイナスなら、おそらく再考を求められるだろうと思います。ましてや、ごみ処理熱を利用した健康ふれあい公園の温水プールやトレーニングルームが平成29年4月に開業し、皆さんがそこを活用してもらえる、そうなったら二重投資になりますので、どうしてもマイナスの施設はあり方を考えなければ駄目だということは誰が考えてもなるだろうなあということ、私なりに踏まえて、皆さまにこういう活用があったらどうかとか知恵が教えていただきたいという思いです。合併したら安土にあった施設はみな無くなっていくじゃないかと言われるのですが、そうではなくて、変わった目的で施設を活かす。福祉と言っても高齢者福祉だけではなく、子どもの福祉もある、障害者福祉もある、いろんな福祉がある。行政として救いの手をのべられないだろうかという模索を私の考えではしているのです。

副会長

今の指定管理者は続けたいという気持ちは無いのですか。

事務局（区長）

そのようなことはありません。今マイナスになっていますので。更新しても委託料はアップすることはできません。

副会長

それでもしますという意味があってもか。

事務局（区長）

意思があっても次に出てくるのが、あの施設が平成7年にできて平成13年に介護制度の基づいて国の補助金をもらって増築しています。平成14年にゲートボール場を整備しています。心配するのは国の補助金を返さないといけないことで、返さないようにするには何か有効活用はないのかと。それと、今までは指定管理で行けてても、今後は建物施設が駄目になっていきます。この前、お金がないけれども緊急で修繕しました。50万円未満は指定管理者が持ってくれるのですが、50万円以上は行政が持たないといけない。この前も温水プールの管が駄目になって予算が無いから他所から借りて修繕して済んだけれども、それだけではなくて、屋根が1,500万円今後予定する改修で、外回り外壁関係で1,000万円、

ボイラー関係で 2,000 万円ぐらいかかります。そうなると 5~6 千万円かかります、修繕だけでも。そこにそのまま指定管理しようとしても、平成 29 年度から 2,700 万円使わないといけなくなる。地域のことなので皆さんのいろいろな知恵を貸してほしいと思っています。

副会長 例えば待機児童とか保育園施設とかに転換していったら補助金の関係で認められるのですか。

事務局（区長） 補助金の目的にも寄ります。待機児童がまだもう少しいるからと言って、健康づくりセンターを待機児童の施設にする、これは駄目なのです。趣旨が違います。福祉目的なのです。高齢者に代わるべき福祉施策がありますので、民間事業者に行政が無償で提供しますので運営をしてもらえるのならありがたいですという方法で検討を入れているところです。いろいろと考えているのです。今、思いは、ゲートボール場のところだけはまちづくり協議会が受皿になって欲しいなあ。市からの支援があればなあと思っています。

副会長 無償貸与するなら市がきちっとリフォームしてということですか。

事務局（区長） もちろん、きちっとして、無償貸与。そのかわりその後は一切、行政はお金は要りませんね。10 年なら 10 年間とかお貸しするというように、売ってしまうというようなことにはなりません。西の湖すてーしょんのように、運営は NPO がされていますよね。そのような形です。こっちは福祉の事業者が違う角度でされるのなら、行政も応援しますよというやり方です。

会長 これは現在の老朽化した施設と全て更新してあげるというのか、屋根とかは修繕するけどもプールはもう廃止するとか。今ある施設も廃止するとか。

事務局（区長） 施設に寄りますけれど、行政からの補助として出さなければいけないかもしれない。そのような良い事業者が無いかなあと模索しています。むこうとこっちでダブルで同じようなサービスをすることは難しいと思う。閉鎖すると補助金を返さないといけない。地域のために利活用しようと、何とか行政が違う形で手を差し伸べたら良い施設になるのではないかなあと私は思うのです。採算は別として、安土のあの施設は愛着がありますので。リニューアルした施設として、民間で何とかと地域のためだとか違うほうの福祉で、活用してもらえたらありがたいなあと考えているのですけれど。

会長 今まで行っておられた方が、新たな無償貸与される業者がやった場合は、そこにはいけないのですか。

事務局（区長） プールとかは、安土の人が半分、他所から半分ですけども、距離の近い遠いは勘弁してもらわないと。内野に行ってたのに何で竹町まで遠い所まで行かなあかんねんとか、それを言ったらきりが無い。ただ、お風呂がありますけれど、昔は宿泊施設のお風呂として利用されていたんですけど、今は銭湯として使われているのです。意味が違うのです。向うにはありませんので、これが少し困ったなあと思っていますけれども。新エネルギー施設の熱を無駄にしないように、それを利用しようとして作られる施設なのですが、安土のはそのような要素が無い。沸かすのは全部ボイラーですし、機械を維持するのが大変です。国の施策から、行政としても高齢者の生きがいとか憩いの交流の場として、間違いのない施策を来られたと思うし、今となっては少しお荷物になる状況です。皆さんの貴重なご意見を少し聞いてみたいと思ひまして。

会長 新たな福祉の目的を持つ事業者が一定の使えるようにするための修復は市で行く。おそらく、向うは使い勝手の良いようにリフォームと言いますか、改修を向うでいろいろな事業助成をもってされるだろうという話でありまして、一般人が今までのようにあそこに行っていた、安土地域の市民が個人個人で行くような施設でなくなったような話です。ただ、グランドゴルフやゲートボールの全天候型の広場については、別途管理しよう。建物内については新たな経営者がすると。

事務局（区長） それと、新たな事業者がおられたらいいのだけれど、できたら雇用を生み出す機会になるのではないかなあと思っています。近くの人を従業員で雇ったり、そういうことができる場所があったら、余計に良いなあ。いずれにしてもこの秋には結論を出さないといけないので。

会長 1,600万円の委託料だと4,5人おられるのか。

住民課 3人は正職員でおられて、プールとかヨガ教室だとかは、その教室の先生がその時間帯に来られる。

事務局（区長） 平成22年から指定管理が出来ていますが、最初はもともとは地元の人が管理していたのです。

会長 皆さん何かご意見はありませんか。今の区長のお話では、屋根とか基本的な施設改修はしていかなければいけないけれど、内装などは受けた事業者が助成を受けてやって行くと。市が続ける場合の、言ってみたら半分ぐらいで修繕が済むと。続ける場合に比べて、一時的な修繕費用も助かるし、委託費用も掛からない。2

年委託するぐらいの費用で、もう 10 年間ほどは新たな事業者に面倒を見てもらえるので、財政的に助かるのではないかと。そんなことで区長がおっしゃいました。修繕を 2,000 万円かけて、なおかつ 2,700 万円ぐらいの委託料を、100 万円ぐらい上げてやって続けてもらわなければしょうがないとなるので、なかなか一般論として通りにくい。

地元の皆さんの思いということで、どう説明できるかということを考えてもらいながら。

区長の思いとしては、今までのとおり維持するのは困難であり、無くすということは駄目であるので、一般活用には制約があるため福祉の施設として生まれ変わらせて活用していきたいということです。今の段階ではどうなるかわかりません。

事務局（区長） 相手のある事ですので。最悪、もし駄目な場合、指定管理で行こうかということにはならないと思うのです。

委員 デイサービスのような施設に活用するという事はないですか。

事務局（区長） そういうものは全く私は考えていません。

委員 今 8 月なのにもう 1 か月しかないのですけれど、来年 3 月までに間に合いますか。

会長 設備の維持補修の負担が、なかなか採算に乗らないというか、そのようなものが国の補助で措置出来れば良いのにね。

事務局（区長） 今の施設の現状は、行政の指定管理の中でこのような状況で運営しているということは理解していただけたでしょうか。まず、このような状況だと理解していただいいうえで良いアイデアがあったら。

会長 やっぱり最後はどうしても採算性なんだなあ。

副会長 デイサービスとかされていますので、社会福祉協議会に委託することはできないのですか。

事務局（区長） 社会福祉協議会安土支所がデイサービスをされていますが、社協の安土支所も近江八幡の社協と一本化するような意向もあると聞いていますが、その中で新たに施設を受託するとなると負担が重いのではないのでしょうか。

会長

皆さんそういうことで、時間を取って考えていただきたいということでしたけれど、時間も押してきましたのでこの件については、もし思いがあれば住民課にお出しいただきたいと思います。

次に最後になりますが、学区自治連合会との意見交換会等の計画ということで、地域自治区が終了した後に学区自治連合会と学区まちづくり協議会の2つの組織が両輪的な役割をして運営するまちづくりが残された道になってくることから、自治会の皆さんから意見を聞いて我々が今後考えて行く提言のヒントになればという思いで自治会長との意見交換をここに上げたわけでありまして。連合自治会は末端自治会長が、老蘇では8、安土では33おられるのであわせて40人程度になりますので安土と老蘇で分けて開催するとして、それに向かって我々地域協議会が自治会長にどのようなことをお尋ねしたいか、あるいはどのような思いを聞かせて欲しいとかある程度絞ってお願いする必要があるのではないだろうかということで、課題に上げさせていただいています。この意見交換会を、いつごろ、内容をどのようにするのかの意見をいただきたいなあということで課題に上げさせていただいております。皆さんの意見がございましたらお願いしたい。

事務局（区長）

意見交換会を定例会にあわせてするのか、別日にするのかどちらがよいのでしょうか。

会長

別にしておいたほうが良いのと違うかな。意見交換会は自治会長の意見を我々が参考にさせてもらうものであって、いろんな質問が出てそれに答えるということが目的ではないので、各自治会活動においてどんなことが課題か、あるいはどういうことにして欲しいという思いを述べていただいて、それが将来的に自治を運営する組織となったときに何か手立てはないかということで参考にしたいための意見交換会なので、各自治会長から地域協議会に物言うぞということで言われて地域協議会が答えられるようなものではありませんので。あくまで意見交換会、言ってみたら、地域協議会が勉強させてもらいたいというスタンスで。地域自治区が終結後は、そこに地域自治が全部亘るわけですから、それを目論んでどうしておかなければならないのかと考えてはどうかと思うのです。我々はどういう課題があり、その課題に対してどういう制度なり支援策なりがあるのか、それを考えるヒントを我々が吸収したい思いで意見交換会をしないといけないなあと思うのです。宗野先生からアドバイスをお願いします。

アドバイザー

お話をして、こっちが思っていることと先方が思っていること、たぶん違うと思う。地域協議会は、地域自治区が無くなった後を心配しているのですけれど、学区まち協と学区連合会だけではなくて、もっと違う一般の人といいますか、そういう役付きではないような、例えば若い人や子どもなどといったところとも話すようにしないといけないかなと思います。

- 会長 今の先生のお話を聞いていますと、最初は結構幅広い意見交換会をして、その内容を受けまして今度は絞り込んだ意見交換会を以降に持ったらどうかということですね。
- アドバイザー 普通の自治会長の任期は1年ですか。
- 会長 1年です。ほとんどが。先々のことまでは考えず、1年が終われば良いと考える方が多いわけです。
- まち協のほうはすべての自治会活動を網羅した動きはないのですね。学区全体は見渡しているものの、個々の住民目線といいますかそのような活動をしているわけではないのですね。
- アドバイザー 自治会長となりますと公の立場ですよ。地域のことをどのようにしていくのかということになりますけれど、一方では、生活人として生活しているわけですね。会社人としての人生とか、主婦としての人生とか、そういう生活人としての意見も自治会長には一緒にあって、そのような話も聞く必要があるのではないのでしょうか。
- 会長 先生のおっしゃるのは一般市民の目線ですね。行政があまりにも自治会自治会と言って何でも持ってくる、ところが高齢化によって行政どころでなく地元のことでどんどんと仕事が多くなっているのに困っているのに、市から仕事がどんどん来ているという状況が、たぶん今年の市連合自治会でそういう話が出ていると思う。そういうことを聞きながら、その辺を本当にどう調整していくのか、その課題をどう解決していくのか。なかなか行政には戻せられないですね。まち協ができるもの、まち協ではできないもの、いろいろありますね。個々の自治、個々の住民に対することは自治会でないとできない。地域でのことは学区まち協でも何とかできる。そのようなところをどういう制度化をしていくのか。だんだんと高齢化し人口減になってきますから、当然ながら面積は変わらないのですけれど庁舎の職員数は現実には減らざるを得ない。職員数が減って行っているのですから、行政というのは地域に頼らざるを得ない。自治というのは地域に移行していくのですから、まち協というのは今のうちにまち協を作り上げておかないとその学区というのは自分たちが困ることになる。
- ちょうど地域自治区が終結することが重なってえらいことになるなあと。地域自治区終結後のことを考えたことが何か地域協議会でできないだろうか。近江八幡市全市的に、そういう方向に行かざるを得ないのではないだろうか。大きな枠ではそういうことなのですが、宗野先生のお話ですけれど、自治会長の職責としてのお立場でのお考え、それと一市民としての立場に立った場合はどうである

のか。まち協の幹事クラスの立場で考えた場合、まち協の組織を5年10年先を考えた場合はどうなるか、一市民に立った場合はどうなるのかをお聞かせいただきたい。もっと若い人と意見交換する機会があるのならばいいのですけれど。

事務局（区長） 行政懇談会のことについて少しお話しします。自治会活動の活性化ということと防災対策における自治会の役割について、質問されたことと市の考え方ということでまとめてあるので参考に読んでください。参考資料ということで情報提供します。

会長 現時点での市の考えはこのとおりなのです。これらの行政サイドのことがどれだけでできなくなるのか、できなくなったときにどのような制度や仕組み作りをしないといけないのかというのが我々が考えて行かなければいけないのかなど。それが大きなテーマです。自治会に行政から結構な仕事が投げかけられているのですけれども、自治会に何もかも投げられて何事やと意見もあるのですけれども、何事やではなしに、やれるようにする体制とはどのようにしていかないといけないか、ということを考えて行かないといけないと思っています。

宗野先生の幅広い意見ということで、やり方としては、もし若い世代を集めようとした場合にどのような手法があるかな。老蘇学区なら体育委員あたりがある程度若いですね。

最初は、大きな部分で意見交換をして、絞り込んで第2回目をやったらどうか。もしも、どのようなテーマ、どのような事柄を地域協議会としてはやってくださいというようなことがありましたら、それを聞かせてもらうということにすれば。9月に連自治会が開催されるようでしたら住民課から意見交換会の申し入れをしておいてください、文書だけでなく。私も寄せてもらいます。事務局で調整をお願いします。まず開催日を連自治会の都合のよい日にあわせてもらって、我々地域協議会としては、定例日とは別に意見交換会を設けます。これはできるだけご出席していただきたいのですが、どうしても都合で出られないという人は仕方ないですね。出席できる人で。そのようなことで。事務局の提案では、10月、11月ぐらいでどうですかということですね。

事務局 定例会終了後に意見交換したらどうですかということです。

会長 昼間では出られない自治会長もおられるので、そのあたりも相談してしないといけない。

委員 安土学区は今度9月で、10月無いはずです。

会長 せっかく配っていただいたので、先般の連自治会と行政との行政懇談会との

ことで、去年から話題になっていまして、代表自治会から質問が出てそれに行政が答えるとそれに時間が取られるということで、2時間がやりとりだけで終わってしまうということでフリートークができなかったのですね。今年は共通する自治会の話題をまとめて、それに対して行政から返答し、ある程度自治会から意見を言えるようにしようというのが今年の行政懇談会のやり方だったんです。それがここにまとまっていますが、2つに絞り込んでいます。防災対策における自治会の役割についてと自治会活動の活性化についてです。防災対策というのは要するに見守り支え合いなのです。日頃から見守り支え合いができていたら、非常時の防災も何とかなる。高齢化が進むと、支えている人が支えてもらう側に回りますので。

将来的に我々が目指すところというのは、地域自治区終了後の自治体制とはということでまとめ上げていきたいというのが最終的な狙いです。その流れとして意見交換会ですし、出前で意見交換しにどこかへ行かないけないなあと思っています。我々の提言の素案作りに至ると思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは最後になりましたけれど、先般会議運営部会で決まりました9月の日程ですが9月7日(水)午前9時30分と決めさせていただいています。その時に皆さんにお諮りしたいなあと思ったのは、定例会は第3水曜日の9月21日の午後2時からということで、皆さんの方でご異議ありませんか。定例会は9月21日(水)でよろしくお願いします。

そでは本日は以上とさせていただきます、何かございましたら事務局と相談していただきまして、意思疎通を図りたいと思いますのでよろしくお願いします。事務局から何かありますか。

事務局

特にありません。

会長

それではたいへん長時間になりましたが閉会にあたりまして、副会長から一言お願いします。

副会長

(あいさつ)

【終了 17:10】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所

住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp